

答 申 書
(答 申 第 309 号)
令和2年(2020年)7月3日

1 審査会の結論

北海道知事が、「北海道総務部危機対策局危機対策課が保有する、平成22年6月28日公布、平成23年2月1日施行の平成22年総務省告示第246号に準拠しない違法な「腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンク」及び「腐食のおそれが高い地下貯蔵タンク」186本の施設名、所在地、タンクの完成検査済証・設計板厚・塗覆装が分かる書類」を不存在としたことは、妥当である。

2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明の要旨

省略

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、北海道総務部危機対策局危機対策課が保有する、平成22年6月28日公布、平成23年2月1日施行の平成22年総務省告示第246号に準拠しない違法な「腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンク」及び「腐食のおそれが高い地下貯蔵タンク」186本の施設名、所在地、タンクの完成検査済証・設計板厚・塗覆装が分かる書類である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道知事（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対し、請求に係る公文書は、当該行政機関の所管外の事項に関する文書であるため作成しておらず、現に保有していないとして、令和元年7月3日付け危対第762号で公文書不存在通知処分（以下「本件処分」という。）を行った。

審査請求人（以下「請求人」という。）は本件処分を取り消し、開示することを求めていることから、本件処分の妥当性について、以下判断する。

(3) 本件不存在処分の妥当性について

ア 実施機関の主張は概ね次のとおりである。

(ア) 地下貯蔵タンク（以下「タンク」という。）は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第10条第1項に規定される貯蔵所に該当し、同法第11条では、貯蔵所等を設置又は変更しようとする者は、当該区域の市町村長の許可を得なければならないと規定されており、タンク等に関する詳細の情報は市町村が有している。

(イ) 道は国の依頼により、市町村に対し対象となるタンクの腐食防止のための措置済みタンク数等を調査しているが、施設名、所在地等は調査項目に含んでおらず把握していない。

イ 当審査会において関係法令を参照したところ、これらの本件開示請求に係る公文書は当該行政機関の所管外の事項に関する文書であるとする実施機関の説明は、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

また、実施機関が主張するタンクの腐食防止のための措置済みタンク数等の調査書を見分したところ、「腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンク」及び「腐食のおそれが高い地下貯蔵タンク」の総数並びに措置済数等は調査項目に含まれているものの、請求人の主張する施設名、所在地、タンクの完成検査済証・設計板厚・塗覆装については、調査項目に含まれていなかった。

以上のことから、実施機関が本件開示請求に係る公文書について不存在としたことは妥当であると判断する。

(4) 請求人のその他の主張について

請求人は、道が所管する事務や他部局の入札結果について、説明責任を果たさなければならない等、道行政の執行に対し意見を述べているが、これらの意見は、北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号）の解釈適用を左右するものではなく、また、北海道情報公開・個人情報保護審査会条例（平成17年北

海道条例第7号)で規定する当審査会の所掌事項に該当するものとは認められない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
令和2年1月8日	○ 諮問書の受理(諮問番号613) ○ 実施機関から関係書類(①諮問文、②審査請求書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書不存在通知書の写し、⑤審査請求の概要、⑥弁明書の写し、⑦反論書の写し)の提出
令和2年1月15日	○ 本件諮問事案の審議を第二部会に付託
令和2年2月25日	○ 審査請求人から意見書の提出
令和2年3月3日 (第二部会)	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
令和2年4月27日 (第二部会)	○ 答申案骨子審議
令和2年6月22日 (第102回審査会)	○ 答申案審議
令和2年7月3日	○ 答申